

第3章 金正恩「核ドクトリン」の生成と展開 ——比較のなかの北朝鮮「最小限抑止」の現段階——

倉田 秀也

1. 問題の所在——「最小限抑止」の構成要素

2016年1月6日、北朝鮮が「水爆」実験に際して発表した政府声明は、「侵略的敵対勢力がわが自主権を侵害しない限り、すでに闡明したように、先に核兵器を使用しない」¹と述べていた。ここでいう「すでに闡明したように」とは、2006年10月3日に初の核実験を予告した北朝鮮外務省声明の一文、「絶対に核兵器を先に使用しない」（傍点は引用者）²を指す。これは北朝鮮による無条件の核兵器「先制不使用（No-First-Use: NFU）」宣言といってよい。これは同時に、核戦力が米国からは劣位に置かれ相互確証破壊には及ばず、通常兵力でも米韓連合軍の劣位に置かれているという前提で、北朝鮮がとりうる核態勢を示していた。北朝鮮が自らの核態勢を包括的に示したことはないが、それは「最小限抑止（minimum deterrence）」に近い。これは核抑止論としては単純な部類に属するが、核戦力では劣位にあっても、敵対国からの第1撃を受けた後も残存しうる第2撃能力で、第1撃を躊躇させることをその中核とする。「最小限抑止」は、核兵器開発の後発国がとる核抑止態勢としては、一定の合理性をもつ。

「最小限抑止」においてNFUは必須の条件ではないが、この二つの関係を示す例として挙げられるのが中国である。中国は1964年10月に初の核実験を行った際、「いかなる時、いかなる状況でも、最初に核兵器を使用しない」³と言

¹ 「朝鮮民主主義人民共和国政府声明——主体朝鮮の初の水素弾試験完全成功」『民主朝鮮』2016年1月7日。

² 「朝鮮民主主義人民共和国外務省声明」『民主朝鮮』2006年10月4日。この文言は、核実験に対して国連安保理決議第1718号が採択されたことを批判して、外務省代弁人が同年10月17日に発表した声明にも言及された（「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人声明」『民主朝鮮』2006年10月18日）。

³ 「我国第1顆原子彈炸成功——中華人民共和国声明」『解放軍報』1964年10月17日。

明して以来、公式には NFU を宣言する唯一の核兵器国となっている。また、核不拡散条約 (Treaty on Non-proliferation of Nuclear Weapons; Nuclear Non-Proliferation Treaty: NPT) の非加盟国であるが、「最小限抑止」を標榜しつつ NFU を掲げている国として、インドも挙げておかなければならない。インドは 1998 年の核実験とその翌年の「カルギル紛争」を経て、「核ドクトリンに関する安全保障諮問会議草案」(以下、「ドクトリン草稿」と略記) を発表した。この「ドクトリン草稿」は政策化されていなかったが、そこには「信頼性ある (credible) 最小限抑止ドクトリンを追求する」と明記され、1994 年に宣言した NFU が再確認されていた。さらに、そこでは「兵器庫の残存性が決定的に重要である」とされた上で、核戦力は爆撃機・移動式地上発射型ミサイル・海上配備型戦力の「3 本柱」に基づくとされ、第 2 撃能力の残存性は陸上・海上・空中全般で確保されるべきと謳われた⁴。さらに 2001 年から 02 年にかけての国境紛争を経て 03 年 1 月、インドが公式化した「安全保障関係閣僚委員会によるインド核ドクトリン運用化レビュー」(以下、「核運用化レビュー」と略記) は、「ドクトリン草稿」を政策化しつつ、その「3 本柱」を再確認した⁵。

「最小限抑止」をとる国家は NFU を掲げることで、敵対国に核戦争を挑む意思がないことを伝えると同時に、敵対国の第 1 撃を第 2 撃によって抑止しようとする。「最小限抑止」をとる側の第 2 撃能力は本来、敵対国の都市等を核攻撃できる対価値 (counter-value) の懲罰的抑止力と考えられ、対兵力 (counter-force) と

⁴ “Text of the Indian Nuclear Doctrine Prepared by National Security Advisory Board in August 1999,” Gopal Singh and S.K. Sharma (eds.), *Documents on India's Nuclear Disarmament Policy: Rajiv to Vajpayee*, New Delhi: Anamika Publishes and Distributors, 2000, pp.1542-1547. 以下、「核ドクトリン草稿」からの引用はこの文献による。「核ドクトリン草稿」の解説として、see, V. N. Khanna, *India's Nuclear Doctrine*, New Delhi: Samskriti, 2000, p. 115. なお、以下のシン (Jaswant Singh) 外相のインタビューも参照。See, “Clarifying India's Nascent Nuclear Doctrine: An Interview with Indian Foreign Minister Jaswant Singh,” *Arms Control Today*, Vol.29, No. 8 (December 1999).

⁵ “Press Release: Cabinet Committee of Security Reviews Progress in Operationalizing India's Nuclear Doctrine, 4th January, 2003” <<http://pib.nic.in/archieve/lreleng/lyr2003/rjan2003/04012003/r040120033.html>>. 以下、インドの「核ドクトリン」からの引用はこの文献による。

はいい難い。敵対国は対価値の第2撃を恐れてそれを壊滅させるべく飽和的攻撃を行うであろうし、「最小限抑止」をとる国は、それにもかかわらず残存する第2撃能力をもたなければならない。

しかし、「最小限抑止」をとる側が、将来的に敵対国との関係で何らかの現状打破を試みる場合、NFUは敵対国による第1撃を回避しつつ、その間に第2撃能力を向上させる時間的猶予を与える。その結果、「最小限抑止」をとる側が核戦力を増強させ、限定的にせよ核戦争を戦い抜けると考えれば、NFUは自らに不利な作戦を強いる宣言に転化しうる。後述するように、「最小限抑止」をとり、NFUを掲げる中国、インドにも、その核戦力の増強とともに、そのNFUに疑義が提起されている。

また、NFUの修正ないし撤回の契機は、核戦力の増強だけではなく、通常兵力との関係性から評価されなければならない。係争地域をめぐる緊張が高まった際、「最小限抑止」をとる側が敵対国に対して通常兵力で優位にある場合、そのNFUには一定の信憑性がある。翻れば、通常兵力の優位が敵対国の通常兵力の増強、あるいは他国の介入により覆されるとき、そのNFUは撤回されうると考えられる。この観点から、北朝鮮の抑止態勢はいかに説明できるか、中国とインドの核態勢を念頭に置きつつ、その予備的な考察を試みしてみる。

II. 2013年の攻勢と「核ドクトリン」—NFUの時間的・空間的条件

(1) 北朝鮮 NFU の後退—「核先制打撃」への言及

上述の通り、北朝鮮は第1回核実験を予告する外務省声明で「絶対に核兵器を使用しない」と宣言し、無条件のNFUを謳ったが、それ以降、第2回核実験(2009年5月25日)に際しても外務省代弁人談話を発表したに過ぎず、核実験が自衛的措置であることを強調したものの、NFUに類する言及はなかった⁶。確かに、北朝鮮の対米「核抑止力」の向上に従って、米国に対する非難言辞もその度を増していた。ただし、そのなかにあっても、北朝鮮は「核」と「先制」という

⁶ 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人談話」『民主朝鮮』2009年5月26日。

二つの語を連結することには慎重であり続けた。例えば、『労働新聞』は「進んだ兵器の先制使用」⁷との言辞を用いたが、「先制使用」される兵器が核兵器と明言することは避けていた。金正日死去（2011年12月17日）後も、北朝鮮の核使用についての大きな言辞の変化は認められない。金正恩は翌年3月2日、戦略ロケット軍を視察した際も、「敵どもが少しでも動けば無慈悲な火力打撃で仇らの牙城を火の海にする」⁸と発言したが、あえて核兵器には言及しなかった。

金正恩への権力継承後も暫くは、北朝鮮の言辞が大きく変わることはなかった。北朝鮮は朝鮮労働党第4回党代表者会（2012年4月11日）で、金正恩の朝鮮労働党第1書記就任と金日成生誕100周年を演出すべく「銀河3」を打ち上げた。このときは発射に失敗したが、北朝鮮はそれを改良の上、同年12月12日に発射成功させた。これに対して国連安保理が決議2087号（2013年1月22日）を採択すると、北朝鮮は外務省声明で「われわれの革命武力は（中略）敵対勢力らの挑発が継続すれば、その根源を根こそぎなくす重大措置をとる確固不動な決意で充滿している」⁹と述べた。ここでいう「挑発」とは国連安保理制裁を指すと考えられ、「根源を根こそぎなくす」手段は「核兵器」、「重大措置」とは核実験を意味すると考えられた。

これらの意思表明の後、北朝鮮は2013年2月12日、朴槿恵政権の発足直前に第3回核実験を強行した。さらにその後、朝鮮人民軍最高司令部代弁人は米国に対して軍事停戦協定を「白紙化」としつつ、「米帝が核兵器まで振り回して飛びかかろうとしている以上、われわれはやはり、多重化されたわれわれ式の精密核打撃手段で立ち向かうことになるであろう。（中略）任意の時期、任意の対象に制限なく思うだけの正義の打撃を加え」¹⁰と述べた。確かに「任意の時

⁷ オム・イルギュ「核戦争手先軍の醜悪な物乞いの戯れ」『労働新聞』2009年6月9日。

⁸ 「朝鮮人民軍最高司令官金正恩同志が朝鮮人民軍戦略ロケット司令部を視察された」『民主朝鮮』2012年3月3日。

⁹ 「朝鮮民主主義人民共和国外務省声明」『民主朝鮮』2013年1月25日。さらに祖国平和統一委員会は、「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」の「完全白紙化」を宣言した（「われわれの正義の偉業に敢えて立ち向かう者どもは恐ろしい報復と鉄槌を免れないであろう—祖国平和統一委員会声明」『労働新聞』2013年1月26日）。

¹⁰ 「最終勝利は自主権守護に奮い立つわが軍隊と人民にある—朝鮮人民軍最高司令部代弁人声

期、任意の対象」は、北朝鮮の先制攻撃の意思を示しているが、ここでは「米帝が核兵器まで振り回して飛びかかろうとしている」という条件を提示し、「精密核打撃」に言及しながらも「先制」には言及せず、核兵器を第2撃の手段として用いることを示唆していた。

北朝鮮が初めて「先制打撃」に「核」を冠したのは、その翌日（2013年3月6日）の「朝鮮中央通信」論評であった。北朝鮮はここで初めて「われわれ式の核先制打撃」¹¹に言及した。これを受け外務省代弁人もまた、「侵略者の本拠地に対して核先制打撃の権利を行使することになる」¹²と述べた。さらに3月8日、国連安保理が決議2094号を採択すると、『労働新聞』は「わが革命武力は米国が核戦争を導火線に火をつけるなら、国の最高利益を守護するために侵略者たちの本拠地に対する核先制打撃の権利を行使することになる」とし、「日本は海の向こうにいるからといって無慈悲な攻撃を免れることができると誤解してはならない」¹³とする署名入り論評を掲載した。同月26日、朝鮮人民軍最高司令部声明で「1号戦闘勤務態勢」を命じたが、その翌日の『労働新聞』社説は、その声明で言及された「軍事行動」には「核先制打撃」が含まれるとの論陣を張ったのである¹⁴。

その後、同年3月31日に開催された朝鮮労働党中央委員会総会は、「経済建設」と「核武力建設」の「並進路線」を採択した。この報道文は「われわれの核武力は、地球上に帝国主義が残っており核の威嚇が存在する限り絶対に放棄で

明」『民主朝鮮』2013年3月6日。なおこの2日後、祖国平和統一委員会は「北南間の不可侵に関する全ての合意」を「破棄」すると発表した（「祖国平和統一委員会声明」『民主朝鮮』2013年3月9日）。これら北朝鮮による2013年の攻勢については、拙稿「朴槿恵政権の『信頼プロセス』と北朝鮮—安全保障上の制約のなかの南北対話」平成25年度外務省外交・安全保障調査研究事業（総合事業）『朝鮮半島のシナリオ・プランニング』、日本国際問題研究所、2014年70-72頁を参照。

¹¹ 「朝鮮中央通信論評—われわれ式の精密核打撃で米帝と傀儡逆敵を掃き捨てよう」2013年3月6日 <<http://www.kcna.co.jp/index-k.htm>>.

¹² 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人声明」『民主朝鮮』2013年3月8日。同様の内容の論評として、リ・ギョンス「米帝の脅威恐喝はわれわれには絶対に通じない」『労働新聞』2013年3月7日も参照。

¹³ チョ・テクボム「再侵凶計が映し出す悪辣な反共和国騒動」『労働新聞』2013年3月17日。

¹⁴ 社説「全党、全軍、全民が正義の祖国統一大戦に奮い立とう」『労働新聞』2013年3月27日。

きないし、億万の金とも換えがたい民族の生命であり、統一朝鮮の国宝である」としつつ、「わが共和国の核保有を法で固着させ、世界の非核化が実現するまで核武力を質・量的に拡大・強化するであろう」¹⁵と述べていた。ここで挙げるべきは、金正恩がこの総会で行った演説内容である。金正恩はここで、「人民軍隊では戦争抑制戦略と戦争遂行戦略の全ての側面で核武力の中核的役割を高める方向で、戦法と作戦を完成するであろうし、核武力の恒常的な戦闘準備態勢を完備していかなければならない」¹⁶と述べた。ここでいう「戦争抑制戦略」とは、「最小限抑止」のための第2撃能力を指すものと考えられ、対価値戦力を中核とすると考えられる。これに対して、「戦争遂行戦略」がそれと異なるとすれば対兵力戦力となる。

これを受け、最高人民会議は法令「自衛的核保有の地位を一層強化することに関する法」を採択し、それまで北朝鮮が発表してきた断片的な宣言的措置を体系化した。この法令第4条は「朝鮮民主主義人民共和国の核兵器は、敵対的な他の核保有国がわが共和国を侵略したり攻撃したりする場合、それを撃退し報復を加えるために朝鮮人民軍最高司令官の最終命令によってのみ使用できる」¹⁷と

¹⁵ 「朝鮮労働党中央委員会 2013 年 3 月全体会議に関する報道」『労働新聞』2013 年 4 月 1 日。以下、この報道文からの引用はこの文献による。

¹⁶ 「敬愛する金正恩同志が朝鮮労働党中央委員会 2013 年 3 月全員会議で行われた報告」『労働新聞』2013 年 4 月 1 日。邦訳は、「朝鮮労働党中央委員会 2013 年 3 月総会における報告、2013 年 3 月 31 日」『金正恩著作集』、白峰社、2014 年、224 頁を参照。

¹⁷ 「朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議法令—自衛的核保有国の地位をさらに堅固にすることについて」『民主朝鮮』2013 年 4 月 2 日。以下、この法令からの引用は全てこの文献による。この法令第5条では、不法に核兵器を保有した北朝鮮が、非核兵器国に核による威嚇も使用もしないという NPT の核兵器国に固有の消極的安全保証 (Negative Security Assurance: NSA) を供与するという逆説がみられた。筆者は、この原型は 2010 年 4 月 6 日に発表されたオバマ (Barack H. Obama) 米大統領による「核態勢の見直し (Nuclear Posture Review: NPR)」報告に対抗して、北朝鮮が同年 4 月 21 日に発表した外務省備忘録「朝鮮半島と核」にあると考えている。この備忘録の解釈はさしあたり、拙稿「六者会合と『安全の保証』の地域的文脈—米国の核態勢と北朝鮮『核保有』の修辞」小此木政夫・西野純也編『朝鮮半島の秩序再編』、慶應義塾大学出版会、2013 年、254 頁を参照されたい。なお、「並進路線」と NSA を含む最高人民会議法令を解釈したものとして、拙稿「北朝鮮の核保有の修辞と通常兵力増強の論理—『戦略同盟 2015』の修正過程と米朝平和協定提案」平成 27 年度外務省外交・安全保障調査研究事業費補助金 (発展型総合事業)『朝鮮半島リアリティ・チェック (中間報告)』、日本国際問題研究所、2016 年、86 頁を参照。

謳った。ここでは自らの核兵器を自衛手段として正当化する意図が示されていたとはいえ、北朝鮮を「侵略したり攻撃したりする」主体として「敵対的な核保有国」を想定してはいるものの、その手段は核兵器とは限定されていない。翻れば、この条文は「敵対的な核保有国」が通常兵力を用いた攻撃にも、核兵器を用いてそれを撃退する可能性を示している。したがって、この条項をNFUと看做することはできないが、これらの法令は、インドが1999年に発表した「ドクトリン草稿」、それを政策化した「核運用化レビュー」に相当し、金正恩政権の「核ドクトリン」と考えてよい。

(2) NFUの時間的減衰—核戦力と通常兵力との関係性

もとより、これで北朝鮮が「最小限抑止」態勢を放擲したとみるのは早計である。北朝鮮は危機終息後も、第2撃能力としての核兵器を強調していた¹⁸。しかし、第1回の核実験の際、無条件のNFUを表明しながら、対米「核抑止力」を増強するにつれてNFUとは相容れない「核先制打撃」に言及する過程は、中国と軌を一にしているかもしれない。

中国はNPT再検討会議などの場でNFUを公言し、他の核兵器国に同様の宣言を迫ってきた。もとより、中国は米国がNFUの主張に同調すると考えていたわけではなかろう。むしろ、中国は米国が核先制攻撃の余地を残すことを第2撃能力増強の根拠としつつ、核戦力を増強させてきた。その過程で、中国人民解放軍将校からNFUとは逆行する発言が聞かれるようになったことは特筆してよい。例えば1995年、熊光楷副総参謀長助理はフリーマン(Charles W. Freeman, Jr.) 米国防次官補に対し台湾問題との関連で核兵器を使用する可能性があると述べ、「台北よりロサンゼルスを心配したほうがよい」と発言したという。また、朱成虎空軍少将は2005年7月、「台湾をめぐる対立のなかでワシントンから攻撃を受ければ、中国は米国に核兵器を使用する用

¹⁸ リ・ハンナム「米国は悪辣に戯れるな」『労働新聞』2014年3月17日。

意がある」¹⁹と述べた。ただし、これらの発言は、中国人民解放軍の一部の見解を代表してはいるとはいえ、『解放軍報』で報じられることはなかった²⁰。

そのなかで、『解放軍報』に掲載された論文としてしばしば引用されるものに、「中等核保有国戦略」を提唱した張健志論文が挙げられる。確かに、この論文はNFUを強調しており、「最小限抑止」の範疇を逸脱するものではない。ただし、この論文は第2撃能力が対価値ではなく、敵の「戦略目標」に対して「有効な核反撃」を行うことを提唱していた²¹。現在の中国の核戦力が対価値とは限らず、対兵力的なものを含むとすれば、その起源はこの論文にあるのかもしれない。中国が対兵力的な核戦力を増強すれば、作戦上不利を強いられるNFUが再検討される余地が生まれる²²。

中国人民解放軍関係者がNFUとは相容れない発言を行う背景には、核戦力の増強もさることながら、台湾海峡での制空能力をはじめとする通常兵力の増強

¹⁹ Danny Gittings, "General Zhu Goes Ballistic," *Wall Street Journal*, July 18, 2005. See also, Chu Shulong and Rong Yu, "China: Dynamic Minimum Deterrence," in Muthiah Alagappa, (ed.), *The Long Shadow: Nuclear Weapons and Security in 21st Century Asia*, Stanford: Stanford University Press, 2008, pp. 175-176; Jeffery G. Lewis, *Paper Tigers: China's Nuclear Posture*, London: International Institute of Security Studies, 2014, pp. 135-136.

²⁰ 中国の『国防白書』は1998年の初の刊行以来一貫してNFUに言及していたが、2013年版ではその記述が欠落した。このことについて、米国の一部では中国がNFUを放棄したとの指摘があったが(see, James M. Acton, "Is China Changing Its Position on Nuclear Weapons?" *New York Times*, April 18, 2013)、白書には「国が核攻撃を受けたときは、ミサイル核兵器を使用し(中略)敵に対し断固たる反撃を加える」(中華人民共和国国务院新聞弁公室編『中国武装力量的多样化運用』北京、人民出版社、2013年)とあり、中国がNFUを放棄していないとの反論もあった。See, M. Taylor Fravel, "China Has Not (Yet) Changed Its Position on Nuclear Weapons: Has China Abandoned Its 'No First Use' Policy When It Comes to Nuclear Weapons? No, Says MIT's M. Taylor Fravel," *The Diplomat*, April 22, 2013 <<http://thediplomat.com/2013/04/china-has-not-yet-changed-its-position-on-nuclear-weapons/>>. 中国国防部もまた、NFUの方針に変更はないと強調した(「就軍隊和武警部隊抗震救災、航母遠海訓練、中国核政策、釣魚島等問題—国防部新聞發言人答記者問」『解放軍報』2013年4月26日)。なお、2015年版の『国防白書』ではNFUの記述が復活した(中華人民共和国国务院新聞弁公室編『中国的軍事戰略』北京、人民出版社、2015年)。

²¹ 張健志「対等有核国家核戦略之我見」『解放軍報』1987年3月20日。

²² 台湾海峡で米国と武力衝突があっても、中国がNFUを堅持するとする主張については、See, Rong Yu and Peng Guangquan, "Nuclear No-First-Use Revisited," *China Security*, No. 5 (Winter 2009), p.89.

もあろう。中国側が台湾との戦闘を通常兵力に封じ込めて勝利できるという認識があるなら、台湾海峡に介入しようとする米軍を阻止するために、核による威嚇に訴えるかもしれない。その核戦力は対価値とは限らず、日本を含む西太平洋の米軍を無力化しようとする対兵力なものも含まれる。中国がかかる態勢を整備したとき、それは対価値と対兵力の双方で通常戦争から核戦争へのエスカレーションを抑止する「限定抑止 (limited deterrence)」に近い。そこでは核戦力は必ずしも第2撃にのみ使用されるとは限らず、NFUは予め作戦上の選択肢を放棄する宣言へと転化する²³。中国の核態勢を「確証報復 (assured retaliation)」とみる見解もあるが²⁴、それも字義通りに解釈すれば、その力点は報復手段である第2撃能力の温存にありながら、中国の核戦力は中距離弾道ミサイル「東風(Dong-feng: DF) -21A」等、その一部は対兵力化されていることにある。したがって、「確証報復」とは、「最小限抑止」の下で第2撃能力の温存を図りつつも、地域的には「限定抑止」へと移行する過渡期とみるべきである²⁵。今後中国が後者に傾斜していけば、台湾海峡をめぐる米中間の対立で中国がNFUを貫く保証はない。中国からも提示されるNFUを「時限的」とする見解も²⁶、これを裏づけている。

さらに、現在NFUを掲げながらも疑義が提示される例として、インドの対中関係が挙げられる。確かに、現在の中印関係は、核使用の可能性を議論するまで緊張が高まっているが、インドは弾道ミサイルの射程を延ばし、2012年4月に最大推定射程5500キロ以上「アグニ (Agni) -V」の発射実験にも成功した。

²³ Alastair Iain, Johnston, “China’s New ‘Old Thinking: The Concept of Limited Deterrence,” *International Security*, Vol. 20, No. 3 (Winter 1995/1996), p. 58.

²⁴ See, M. Taylor Fravel and Evan S. Medeiros, “China’s Search for Assured Retaliation: The Evolution of Chinese Nuclear Strategy and Force Structure,” *International Security*, Vol. 30, No. 4 (Spring 2006).

²⁵ これと類似した解釈として、梅本哲也「中国と核軍縮」平成22年度外務省委託研究『核兵器のない世界』に向けた課題の再検討』日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、2011年3月、30頁を参照。

²⁶ 潘振強「中国不首先使用核武器問題研究」李彬・趙通主編『理解中国核思維』北京、社会科学文献出版社、2015年、48-49頁。朱明權「中美核關係」朱明權・呉苑思・苏長和『威懾与穩定—中美核關係』北京、時事出版社、2005年、212頁。See also, Baohui Zhang, “The Taiwan Strait and the Future of China’s No-First-Use Nuclear Policy,” *Comparative Strategy*, Volume 27 Number 2 (2008), p. 168.

「核ドクトリン草稿」と「核運用化レビュー」が「3本柱」の一つに海上配備型戦力に触れている上、一連の「アグニ」の開発を担当した防衛研究開発機関 (Defence Research and Development Organisation: DRDO) は、潜水艦発射弾道ミサイル (Submarine-Launched Ballistic Missile: SLBM) の開発も行っている。「アグニ-V」が SLBM として配備されれば、インドは対中関係で、「核ドクトリン草稿」と「核運用化レビュー」で強調した「信頼性ある」第2撃能力をもつことになる。

ただし、NFU を核戦力と通常戦力との関係性からみたとき、インドの対中関係は中国の対米関係の対極に位置する。上述の通り、中国人民解放軍関係者が台湾海峡との関係で NFU の修正ないし撤回を示唆した背景には、核戦力のみならず、台湾海峡での通常兵力の優位があった。これに対して、インド軍が通常兵力で中国人民解放軍より優位に立つとは考えにくい。むしろ考えられるのは、インドの核戦力が中国の主要都市を脅かすほどに成長した後で、中印間で紛争が勃発するとき、中国が優位を誇る通常兵力を抑止するため、インドが中国に対して核先制使用を示唆することである。中印間で NFU を共同で宣言する構想がないわけではないが²⁷、それが実現しないのは、中国側がインドの NFU を認めることで、その核保有を事実上認めることを危惧していることもあろうが、インド側がその間に核戦力を増強して、将来対中関係で核先制使用の余地を残すためであるとの解釈もありうる。そうだとすれば——中国の対米核抑止とは対照的に——インドは劣位に立つ通常兵力による戦争を抑止するために、NFU を修正ないし撤回するということになる。

これに対して北朝鮮の場合、金正恩が「戦争遂行戦略」に言及し、その核戦力が対兵力戦力を含むことを示唆したとしても、それは通常兵力の優位を背景にするものではない。少なくとも冷戦終結後、朝鮮人民軍の通常兵力が米韓連合軍のそれに対して優位に立ったことはない。そう考えたとき、北朝鮮の「核先

²⁷ Dipanker Banerjee, Rukmani Gupta, Avinash Godbole, and Gunjan Singh, “Building Mutual Confidence: The View from India,” Lora Saalman (ed.), *The China-India Nuclear Crossroads*, Washington: Carnegie Endowment for International Peace, 2012, p. 167. 邦文では、竹内俊隆「インドの核ドクトリン草案——最小限抑止概念の明確化と印中先制不使用条約締結の勧め」『アジア太平洋論叢』(大阪外国語大学) 第10号(2000年3月)、188頁を参照。

制打撃」の言辞は、将来にありうるインドの対中抑止と軌を一にしているのかもしれない。

(3) NFU の空間的制限—地域的限定性

他方、中国の例にみられるように、NFU を掲げる核兵器国が地域にかかわらず一律とは限らない。先に挙げた熊光楷、朱成虎らの発言にみられるように、非公式に核先制使用を仄めかす中国人民解放軍当局者の発言は台湾海峡に関するものにほぼ限られ、米軍の介入との関係性から行われていた。

しかしながら、中国は台湾海峡とは対照的に、対露関係では1990年代以来NFUを約束している。冷戦終結後、中露国境は概ね中国の主張の多くを受け入れられる形で画定され、中国にとって対露関係は当面現状維持が望ましい。1994年7月に中露国防長官会談が開催されたのを受け、同年9月に江沢民国家主席が訪露した際に発表されたエリツィン (Boris N. El'tsin) 大統領との共同声明では、相互武力不行使の他、NFU、戦略核兵器の照準から外すことが盛り込まれ、「国境地域の兵力削減協定」にも署名された。さらに、2001年7月に江沢民が訪露した際、中露善隣友好協力条約が締結されたが、この条約では、従来の「戦略的パートナーシップ」を政治条約化し、NFU、戦略核ミサイルの照準相互解除も約束された(第2条)²⁸。したがって、中国の核使用についての原則は一律ではなく、対露関係と台湾海峡では対照的な原則を維持していることになる。

中国がNFUを地域的に限定していることは、その条約相手国のロシアについても同様にいうことができる。よく知られるように、ブレジネフ (Leonid I. Brezhnev) ソ連共産党書記長が欧州中距離核戦力 (Intermediate Nuclear Forces: INF) 交渉の渦中、NFUを宣言しつつ、それに西側が呼応することを訴えたのは²⁹、欧州方面での通常兵力の優位がその背景にあった。西側がこれに呼応すれば、北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organization: NATO) 側

²⁸ 「ロ中善隣友好協力条約 (全文)」『ロシア月報』第697号 (2001年7月)、2頁。

²⁹ 「第2回国連軍縮特別総会へのブレジネフ書記長のメッセージ (6月16日、ブラウダ紙)」『ソ連月報』第468号 (昭和57年6月)、6頁。

の核の脅威を軽減した上でワルシャワ条約機構 (Warsaw Treaty Organization: WTO) 側の通常兵力における優位を固定できると考えられた。ところがソ連と WTO 崩壊後、NATO の東方拡大に伴い通常兵力の優位を失うと、ロシアは「軍事ドクトリン」を部分的に公開した「軍事ドクトリン基本規定」(1993年11月)でNFUの誓約を撤回することを明記した³⁰。このときの「軍事ドクトリン」は2000年に全文が公開されたが、そこでは「ロシアの国家安全保障にとって危機的な状況下での通常兵器を用いた大規模な侵略への報復として核兵器を使用する権利を留保する」³¹とされた。さらに2010年の「ロシア連邦の国家安全保障概念」に言及された「軍事・政治ブロックおよび連合の強化、とりわけ、北大西洋条約機構 (NATO) の東方拡大」³²はそれを正当化した。これらの言辞は、その前年の NATO のコソヴォ空爆を指していたと考えてよい。それ以降、2008年のグルジア戦争を経て概ねロシアの先制核使用の敷居は下がりつつある。2010年2月に公表された「軍事ドクトリン」では、「ロシア連邦に対して通常兵器の使用を伴った侵略が発生し、国家の存在そのものが脅威にさらされる場合において、核兵器を使用する権利を留保する」³³と明記された。

ロシアが欧州方面で核先制使用の用意は近年顕著となっている。例えば、「ウクライナ危機」を経た2015年3月、プーチン (Vladimir V. Putin) 大統領は

³⁰ この文書の全文は公開されなかったが、グラチョフ (Pavel S. Grachev) 国防相は、この文書で NFU が撤回されたと明言していた (Dunbar Lockwood, “News and Negotiations: Russia Revises Nuclear Policy, Ends Soviet ‘No-First-Use’ Pledge,” *Arms Control Today*, Volume 23, Number10 (December 1993), p. 19.

³¹ 「ロシア連邦の国家安全保障の概念」『ロシア月報』第 679 号 (2000 年 1 月)、7 頁。

³² 「ロシアの新軍事ドクトリン」『ロシア月報』第 800 号 (2010 年 2 月)、144 頁。

³³ 兵頭慎治「新『軍事ドクトリン』にみるロシアの軍事戦略の変化—勢力圏の発想・脅威認識・核兵器の使用規定を中心に」『ロシア・ユーラシア経済—研究と資料』第 938 号 (2010 年 10 年)、46 頁。なお、パトルシェフ (Nikolai P. Patrushev) 安全保障会議書記は 2009 年 10 月、核兵器による「先制攻撃」に言及していた (岡田美保「核兵器の再登場—ロシアの核政策と変化する欧州安全保障」『地域研究』第 16 巻第 2 号 (2016 年 3 月)、173 頁を参照。See also, Volha Charnysh, “Russian Nuclear Threshold Not Lowered,” *Arms Control Today*, Volume 40, No. 3 (March 2010), pp. 38–40. ロシアの核ドクトリンの変遷を述べる紙幅はないが、これについては、See, Alexei G. Arbatov *The Marshall European Center Papers*, No.2; *The Transformation of Russian Military Doctrine: Lessons Learned from Kosovo and Chechnya*, Garmisch-Partenkirchen: The George C. Marshall European Center for Security Studies, 2000.

「核兵器使用の準備を整えていた」³⁴と発言した。しかしその間、ロシアの対中脅威認識は低下したとはいえない。翌2016年4月にも、ラヴロフ (Sergey V. Lavrov) 外相が訪中し、締結15周年を迎えたこの条約を高く評価していた³⁵。ラヴロフがNFUを盛り込む中露善隣友好協力条約の維持を望んでいたとすれば、ロシアは欧州方面では核先制使用の可能性を留保していながら、対中関係ではNFUを共同で宣言していることになる。

インドも同様に、NFUと「最小限抑止」に言及する「核ドクトリン」を公表しているが、それが対象国を問わず一律に扱われる保証はない。確かに、パキスタンの通常兵力がインドのそれを凌駕するとは考えにくく、インドはパキスタンとの戦争を通常兵力に封じ込めることができれば、戦争に勝利する公算が高く、核使用に訴える必要はない。他方の対中関係では、インドの通常兵力が中国のそれを凌駕するとは考えにくく、インドが中国との通常兵力での戦争で勝利できるとは考えにくい。インドが中国の通常兵力による介入を阻止する上で、核による威嚇を必要とする可能性があるからこそ、対中関係においてインドのNFUの信憑性に疑問が付与されている。そうだとすれば、インドも、現在は一律の「核ドクトリン」を発表しているが、通常兵力でインド、中国、パキスタンの3国間の力関係に逆転がなく、その上でインドの核戦力が増強され、中印関係が緊張を高めていけば、インドは対パキスタン関係と対中関係で別個の核兵器の運用を行うことになる。

以上、中国、ロシア、インドのような大国は、限定戦争と体制生存を一定程度切り離して考えることができる。これらの大国の例に対して、北朝鮮が米国との間で想定される戦争は、米国にとって限定的であっても、国土が狭隘で、敵対勢力も米国、韓国、日本にほぼ絞られる北朝鮮にとって限定的ではありえず、複数の核兵器の運用原則をもつとは考えにくい。したがって、北朝鮮の場合、単一の核兵器の運用原則がいかに時間的に変容したかという視点から考えていかなければならない。

³⁴ 「3-15 ヴェスチ」『ロシア月報』第861号(2015年3月)、15頁。

³⁵ 「習近平会見俄罗斯外長拉夫罗夫」『人民日報』2016年4月29日。

III. 2016年の攻勢と「核先制攻撃方式」への転換——「水爆」実験後の核態勢

(1) 金正恩による「核先制打撃」発言——「戦略的縦深性」の概念

北朝鮮による2013年の攻勢は一方向的に終息するが、それ以降北朝鮮が公式声明でNFUに言及したことはなかった。ところが冒頭に示した通り、北朝鮮が2016年1月6日、「水爆」実験を発表したとき、第1回核実験以来、改めて政府声明で「先に核兵器を使用しない」と表明した。ただし、この声明は「すでに闡明した通り」として、10年前の「絶対に核を先に使用しない」とした外務省声明の内容を繰り返すように述べながら、「侵略的敵対勢力がわが自主権を侵害しない限り」との条件が加えられ、そのNFUは明らかに後退がみられた。観測された爆発規模をみても、第4回核実験が「水爆」実験であるとは考えにくい。北朝鮮が政府声明を発表した上、それまでの「先制核打撃」の言辞にもかかわらず、「先に核を使用しない」と改めて述べたことは、第4回核実験がそれ以前とは異なる方法によっていたことを示唆していた。

さらに、北朝鮮が同年2月7日、事実上の弾道ミサイル「光明星4号」を発射したのを受け、3月7日から米韓合同軍事演習「フォール・イーグル」が展開されることになった。「フォール・イーグル」は年例で行われる軍事演習であるが、米第1空輸特戦団、米第75レンジャー連隊所属の特殊部隊等が投入されたという。米韓連合軍がそれを公式に認めたことはなかったが、北朝鮮はこの演習に対して、首謀部除去を目的とする「斬首作戦」と批判した。朝鮮人民軍最高司令部は「重大声明」を発表し、「われわれには任意の時刻、任意の場所で米国本土に決心した通りに打撃を加えられる世界が持ったことのない強力で威力ある最先端攻撃手段が全てある」³⁶と威嚇した。

さらに3月2日、国連安保理が曲折の末、決議2270号を全会一致で採択すると、金正恩の発言は軍事態勢一般に及ぶことになる。金正恩は同月3日、「実

³⁶ 「われわれの運命の目も眩む太陽を敢えて遮ろうとする者たちを容赦なく懲罰するであろう——朝鮮民主主義人民共和国最高司令部重大声明」『民主朝鮮』2016年2月24日。以下、この「重大声明」からの引用はこの文献による。

戦配備した核弾頭(複数)を任意の瞬間に発射できるように恒常的に準備しなければならない」(傍点および括弧内は引用者)とした上で、「軍事的対応方式を先制攻撃的方式に全て転換させるであろう」(傍点は引用者)³⁷と述べたという。これまで北朝鮮は党・政府機関紙等で「核先制打撃」に言及したことはあるが、金正恩の発言として報じられたのはこれが初めてであろう。

この金正恩の発言を受け、外務省代弁人は3月6日、「先制打撃」に言及する談話を発表した。この談話で強調すべきは、「戦略的縦深が浅いわが国の条件で、米国の先端軍事装備と特殊部隊の不意の奇襲攻撃を無力化させて自分を守る道は、断固たる先制攻撃だけである」と述べられたことである。「戦略的縦深性」と先制攻撃との関係で引くべき例はイスラエルであろう。イスラエルは南北に長く狭隘な支配領域から、首都部はアラブ側の攻撃に脆弱であり、領域分断の危険性に晒されていた。イスラエルは第3次中東戦争(1967年6月)で、エジプトが戦争準備を整えた時点で戦争不可避と考え、先制攻撃を行うことでゴラン高原とシナイ半島の占領に成功した³⁸。この談話は米韓合同軍事演習を「斬首作戦」と批判しつつ、自らの戦略的限界を指摘してまで先制攻撃を正当化したことになる。さらにこの談話は続けて、「われわれはいつでもどこからでも米国の国土を意の儘に叩くことのできる最先端攻撃手段をもち(中略)実戦配備している」³⁹と述べたのである。

その数日後、金正恩は「核先制打撃権は決して米国の独占物ではない」としつ

³⁷ 「敬愛する金正恩同志が新型大口径放射砲試験射撃を指導された」『労働新聞』2016年3月4日。この報道には、金正恩の発言の日付はないが、3月3日に多連装ロケット砲が日本海に向けて発射されていることが確認されている(『国防日報』2016年3月3日)。金正恩のこの発言も3月3日に行われたものと判断した。以下、3月3日の金正恩の発言からの引用は『労働新聞』による。

³⁸ See, Jeannie L. Johnson, Kerry M. Kartchner, and Jeffrey A. Larsen (eds.), *Strategic Culture and Weapons of Mass Destruction: Culturally Based Insights into Comparative National Security Policymaking*, New York: Palgrave Macmillan, 2009.

³⁹ 「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人談話」『民主朝鮮』2016年3月8日。なお、この翌日に国防委員会も「われわれの軍事的対応措置もさらに先制的核打撃戦になるであろう」とする声明を発表した(「わが軍隊と人民は無謀な侵略戦争の銃砲声を挑発者たちへの残酷な葬送曲にするにあらう—朝鮮民主主義人民共和國国防委員会声明」『民主朝鮮』2016年3月8日)。

つ、「米帝がわれわれの自主権と生存権を核で奪おうとする時には、躊躇することなく核で先に痛打を加える」(傍点は引用者)⁴⁰と述べ、上述した3月3日の発言よりも明確に、核先制使用の意思を示した。さらに同月末、李洙堉外相は「軍事的対応方式を先制攻撃の方法に全て転換したし、断固たる核先制攻撃の意思を明らかにしてきた」(傍点は引用者)⁴¹と述べた。金正恩は先に米国への「軍事的対応方式」を「先制攻撃的」に「転換するであろう」としていたが、李洙堉はここで完了形を用いていたのである。

(2) 「不合理性」による抑止——「ムスダン」発射の意義

金正恩は3月3日、「わが民族の自主権と生存権を守るための唯一の方途は今後も、核戦力を質量ともに強化して力の均衡をとることである」と述べ、さらに同月11日には、「神聖なわが祖国の一木一草に少しでも手出しするなら、核手段を含むすべての軍事的打撃手段に即時の攻撃命令」(傍点は引用者)⁴²を下すと述べた。むろん、北朝鮮が通常兵力でも米韓側の劣勢に立っている条件を考えると、核戦力さえ増強すれば、米国との戦力と均衡がとれるというわけではない。朝鮮半島で通常兵力で戦端が開かれたとして、北朝鮮の核先制使用は米国による核報復を招き、それは北朝鮮の政治体制を崩壊に導くであろう。核使用と体制の存滅を切り離して考えることができる中国、インドとは異なり、北朝鮮にとって核先制使用は自らの体制崩壊を導く「不合理」な選択といわざるをえない。

このような北朝鮮の「不合理」な核使用の可能性は、再びイスラエルを想起させる。これまでアラブ諸国が一体化したことはないが、イスラエルはNPTへの参

⁴⁰ 「敬愛する金正恩同志が核兵器研究部門の科学者・技術者らとお会いになり、核兵器兵器化事業を現地指導された」『労働新聞』2016年3月9日。『労働新聞』論評もまた、「米帝と朴権恵逆賊一味が、わが方の度重なる警告にもかかわらず、引き続き狂奔し敢えて挑発をしてくるなら、無慈悲かつ先制的な核打撃戦によって憎たらしい敵を尽く撃滅、掃討してしまうわが方の世紀的清算がはたしてどのようなものかをはっきりと示すであろう」(リ・ヒョジン「主体の軍事的対応方式をはっきりと見せるであろう」『労働新聞』2016年3月12日)と論じた。

⁴¹ 「李洙堉外務相 タス通信社編集局長が提起した質問に回答」『民主朝鮮』2016年3月30日。

⁴² 「敬愛する金正恩同志が朝鮮人民軍戦略軍の弾頭ロケット発射訓練をご覧になった」『労働新聞』2016年3月11日。

加を拒絶し、その核保有、ひいては通常兵力による攻撃にも核を使用する可能性をアラブ諸国に認識させた。全面戦争に至った場合、イスラエルの崩壊も避けたいが、核を使用することでそれに周辺諸国を巻き込むことができる。このようなイスラエルの「不合理」な核の選択は通例、「サムソン・オプション」と呼ばれる。

これと同様、金正恩が「核先制打撃」に言及するのは、北朝鮮が自らの政治体制の崩壊に、核兵器で周辺諸国を巻き込む用意を示すために他ならない。しかも、韓国が「戦時」に陥った場合、米韓連合軍司令官は韓国軍に作戦統制権を行使するとともに、国連軍司令官として日本にある国連軍基地からの発進を考えなければならない。また、米国は在日米軍を戦闘行動に発進させるために、日本に事前協議を申し入れるかもしれない。さらに、米軍が北朝鮮に大規模な空爆を行う場合、グアムのアンダーセン空軍基地からも発進が考えられる。これらの基地に到達しうる中距離以上の弾道ミサイルは弾頭を軽量化しなければならず、米軍にこれらの基地使用を阻むためには通常兵力による威嚇の効果は期待できない。北朝鮮の「先制核打撃」は米国からの核報復を招くが、自らの犠牲を覚悟しても「核先制打撃」の用意を示せば、米国はそれらの基地からの戦闘発動の発進を躊躇するかもしれない。

この文脈から、2016年春の米韓合同軍事演習の期間中の金正恩の発言には、応分の注意が払われてよい。金正恩は3月中旬、実験室で大気圏再突入体の「環境模擬実験」を行った際、「核攻撃能力の信頼性をより高めるために、早いうちに核弾頭の爆発試験と核弾頭装着可能な数種類の弾道ロケットの試射を断行する」⁴³と発言した。この発言を受け、「ノドン」発射（2016年3月18日）、大陸間弾道ミサイル（Inter-continental Ballistic Missile: ICBM）エンジン実験（2016年4月8日）に続き、SLBM発射実験（2016年4月23日）を行った。その一連の実験の中で、最も注意すべきは、4月中旬以降、行われた中距離弾道ミサイル「ムスダン」の連射であろう。

⁴³ 「主体的国防科学技術の新たな先端成果、弾道ロケット大気圏再突入環境模擬試験に成功・敬愛する金正恩同志が弾道ロケット大気圏再突入環境模擬試験を指導された」『労働新聞』2016年3月15日。

これらの実験は失敗したとはいえ、「ムスダン」は最大射程 4,000 キロと推測され、アンダーセン米空軍基地をも射程に収める。「ムスダン」は日本および在日米軍基地を攻撃することも可能とはいえ、あえて人口が稠密とは言えないグアムを射程に収めるため対兵力の目的をもつ。また、「ムスダン」は旧ソ連の SLBM を地対地モードに転換したものとされ、2010年10月の朝鮮労働党第65周年記念の軍事パレードでは、すでに12輪の移動式発射台 (Transporter Erector Launcher: TEL) に搭載されていた。北朝鮮は過去一連の「テポドン」発射とは異なり、「ムスダン」発射に際しては宇宙の平和利用の権利を主張することなく、発射予告も行わなかった。

上述の通り、金正恩は2013年3月の党中央委員会総会で、「戦争抑制戦略」とは別に「戦争遂行戦略」に触れていた。さらに、金正恩は2016年3月初旬、「軍事的対応方式」を「全て先制攻撃方式に転換するであろう」と述べ、さらに李洙暎は同月末、その転換が完了したと述べた。3月初旬に外務省代弁人が言及した「実戦配備」済みの「最先端攻撃手段」は、「ムスダン」を指していたのかもしれない。北朝鮮が対価値戦力と対兵力戦力を明確に峻別しているとは考えにくい。が、「ムスダン」は「戦争遂行戦略」を構成する「先制核攻撃」を意識した兵器に位置づけられているかもしれない。

IV. 結語——核態勢の「合理性」と「不合理性」

北朝鮮の核態勢は、金正恩への権力継承後、弾道ミサイル発射と核実験を受け、国際社会からの制裁と米韓合同軍事演習が展開されるなか、2013年と2016年のそれぞれの春に輪郭を整え、変貌もみせた。その結果、北朝鮮が2006年の初の核実験の際に明らかにした無条件のNFUはその原型を崩していった。中国がNFUに逆行する発言が非公式に発せられ、疑義が示されると公式には否定されているのに対し、北朝鮮の場合、NFUを標榜しながら、現在は最高指導者自らがその信憑性を著しく低めている。

中国のNFUに疑義が提示されたのは、それが通常兵力で台湾に優位を得るまでの過渡的な主張とみなされるからである。翻れば、その優位が他の核兵器

国—米国—の介入によって覆されるとき、それを阻止するために中国が核使用の可能性を示すなら、それは NFU とは相容れない。にもかかわらず、米軍が台湾海峡に介入するなら、中国は西太平洋に展開する米軍を無力化しなければならない。核弾頭を搭載する対兵力戦力を配備しながら、それを先に使用しないとす
る NFU は、中国にはやはり貫きにくい原則となる。

これに対して北朝鮮の場合、NFU と逆行する発言を繰り返すのは、通常兵力で米韓連合軍に対して優位を得たからではない。北朝鮮が NFU に逆行する発言の背景が中国と共通するのは、対米核抑止力の増強であろう。北朝鮮は 2006 年の初の核実験から 10 年間で核実験を重ね、弾道ミサイルの発射を繰り返しただけではなく、「ムスダン」という原初的とはいえ対兵力戦力を配備している。これはインドが「アグニー-V」を開発することで、中国に対して NFU を撤回する可能性をもつことを想起させる。

とはいえ、北朝鮮が「最小限抑止」から中国のように、「確証報復」を経て地域的な限定抑止に移行するとは考えにくい。中国とインドは限定的な核使用を自らの政治体制存続との関連では想定していないが、米国による報復を受けた後、狭隘な北朝鮮の政治体制の存続は恐らくありえない。それにもかかわらず、北朝鮮が「核先制打撃」に言及するのは、自らが体制崩壊を覚悟してまでも核使用によって周辺国を巻き込む意志を示すことで、米国を抑止しようとするからである。

この文脈から指摘すべきは、2016 年 5 月の朝鮮労働党第 7 回大会事業報告で、金正恩が NFU について「敵対勢力が核でわれわれの自主権を侵害しない限り」（傍点は引用者）との条件を示したことである⁴⁴。2013 年 4 月の最高人民会議法令が核使用について「敵対的な他の核保有国がわが共和国を侵略したり攻撃したりする場合」として、第 1 撃を核兵器によるものに限定しなかったのに対して、金正恩はここで第 1 撃を核兵器に限定した。2016 年 3 月に最高指導者によって否定された NFU が、再び最高指導者によって宣言されたことになる。

⁴⁴ 「朝鮮労働党第 7 次大会で行った党中央委員会事業総和報告 金正恩」『労働新聞』2016 年 5 月 8 日。および同一の文言として、「朝鮮労働党第 7 次大会決定書」『労働新聞』2016 年 5 月 9 日を参照。

この金正恩の発言だけみれば、北朝鮮は依然として「最小限抑止」に忠実である。

しかしながら、金正恩は党大会以降も、「核先制打撃」に言及する発言を控えてはいない。2016年6月22日、4月以降失敗した「ムスダン」発射を成功させたが、そこで金正恩は「先制核攻撃能力を持続的に拡大、強化」⁴⁵する必要性を説いた。この発射実験は、4月からの失敗の後、飛翔体のみならず大気圏再突入体の実験を兼ねて行われたとみられるが、金正恩の発言からは、改めて「ムスダン」が「核先制攻撃」のための兵器として位置づけられているとみることができる。

これをみて、現在の北朝鮮の「合理的」な「最小限抑止」と「不合理」な「核先制打撃」は「サムソン・オプション」が併存しているということは容易ではある。しかし、それらが金正恩という同一の指導者から提示されていることを考えると、その「不合理」な「核先制打撃」という言辞もまた、「合理的」な判断から発せられている。そうである限り、金正恩がいう「戦争遂行戦略」とは、核戦力と通常兵力で米韓側の劣位に立つ北朝鮮が、米韓側にそれらを使わせないための戦略であり、「戦争抑制戦略」と別の戦略というよりは、それに接続するものと考えてよい。しかし、北朝鮮が「不合理」な「核先制打撃」のための装備が韓国だけでなく、日本、米国に及びつつあることを考えたとき、金正恩の判断が——その発端は何であれ——その「合理性」を失ったとき、北朝鮮の体制崩壊は、日米韓3国の耐え難い被害の上にもたらされることになる。

⁴⁵ 「主体朝鮮の国防力一大誇示、地上対地上中長距離戦略弾道ロケット『火星-10』試験発射に成功—敬愛する金正恩同志が地上対地上中長距離戦略弾道ロケット『火星-10』試験発射を現地で指導された」『民主朝鮮』2016年6月23日。なお、「ムスダン」が北朝鮮で「火星-10」と呼ばれていることが、この報道で明らかになった。